議
 第
 145
 号

 令和 6 年 6 月 4 日提出

熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西一史

熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

熊本市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第39号)の一部を次のよう に改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

第15条第2項中「前各号」を「前項各号」に改める。

第20条第1項中「終る」を「終わる」に改める。

第21条中「わからない」を「分からない」に改める。

附則第5条第6項中「第12条第2項中」を「同項中」に改め、同条第7項第1号中「当る」を「当たる」に改める。

附則第6条第7項第1号中「第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号」を「第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号」を「第13条の2第1項第4号又は第2項第2号」に改める。

別表中「12, 440」を「12, 500」に、「13, 320」を「13, 350」に、「10, 670」を「10, 800」に、「11, 550」を「11, 650」に、「8, 900」を「9, 100」に、「9, 790」を「9, 950」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の熊本市消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)第5条第2項第2号及び別表の規定は、令和6年4月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の熊本市消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。)並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償(適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。)として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

## (提出理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(令和6年政令第28号)の施行に伴い、非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。